

「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業」
京都府研修（不特定多数の者・特定の者対象）の受講者の皆様へ

平成24年 3月 5日
京都府介護・福祉事業課

- 介護職員等による認定特定行為業務従事者認定証の交付申請に係る「実地研修等の状況報告」について、報告の際に添付する「平成23年度たんの吸引等実施のための京都府研修（特定の者）総括表」を定めましたので、お知らせします。

- 京都府研修の実地研修等の留意点については、
- ・「不特定多数の者」研修は平成24年1月16日の指導看護師オリエンテーションにおいて
 - ・「特定の者」研修は平成24年2月9日付けワムネット京都センターにおいて
- 周知しているところです。

今回、報告時に添付する「平成23年度たんの吸引等実施のための京都府研修（特定の者）総括表」の様式を定めましたので、併せて提出ください。

※「平成23年度たんの吸引等実施のための京都府研修（不特定多数の者）」については、新たな総括表は追加いたしません

- 実地研修が終了した場合及び実地研修が途中の場合も全員の報告が必要
（締切 3 / 21）

▷ 「不特定多数の者」研修は、京都府へ報告

▷ 「特定の者」研修は、NPO法人医療的ケアネットへ提出

（その後、上記法人を通じ、京都府へ報告されます。）

※ 「特定の者」研修については、事業所単位で、別紙、「平成23年度たんの吸引等実施のための京都府研修（特定の者）総括表」にご記入の上、ご提出ください

- ・ 実地研修が途中の者については、3 / 21期日の報告書の提出をもって、後日、京都府から受講証明書を発行します。
 - ・ 実地研修が3 / 21までに修了している場合は、3 / 21期日の報告書の提出をもって、後日、京都府から修了証明書を発行します。
 - ・ この受講証明書又は修了証明書をもって、介護職員は従事者認定申請に係る資料を事業者へ提出し、事業者は事業所登録の申請を行うことが可能となります。
- ※ 詳細は3月5日付けワムネット京都府センターに掲載

・ 実地研修が、23年度内、未終了の場合、24年度も引続き研修を続けることができます。